

近運総安第41号

令和4年11月22日

公益社団法人 兵庫県バス協会会長 殿

近畿運輸局長

(公印省略)

令和4年度年末年始の輸送等に関する安全総点検の実施について

標記について、「令和4年度年末年始の輸送等に関する安全総点検実施計画」及び「実施項目」（令和4年11月8日付け自動車局）並びに「令和4年度年末年始の輸送等に関する安全総点検（貨物利用運送事業）実施計画」（令和4年11月10日付け公共交通・物流政策審議官）に基づき、近畿運輸局の実施細目を別添のとおり定めたので、貴傘下会員に対して確実に実施できるよう指導し、本総点検を通じて輸送の安全が確保されるよう万全を期されたい。

日バス協技第369号

令和4年11月9日

各都道府県バス協会 会長 殿

公益社団法人日本バス協会

会長 清水 一郎

令和4年度年末年始の輸送等に関する安全総点検の実施について

平素より、当協会の活動に格別のご理解とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

標記について、国土交通省自動車局長から、別添1のとおり安全総点検の実施要綱及び実施計画を定めた旨の通知がありました。

つきましては、本件に関する地方運輸局及び運輸支局からの指示に従って実施していただくよう、貴協会の傘下会員事業者へ周知徹底をお願いいたします。

なお、参考として、別添2～5のとおり日本バス協会作成の各種マニュアル及び令和2年9月10日付け日バス協技第293号「新型コロナウイルス感染症の影響等で休業や休車を実施した後、運行を再開する際の安全確保の徹底について」を添付いたしますので安全総点検実施にあたってご活用ください。

担当：技術安全部（田中・横山）

電話：03-3216-4015

国自安第 100 号の 4
令和 4 年 11 月 8 日

公益社団法人 日本バス協会会長 殿

国土交通省自動車局長

令和 4 年度年末年始の輸送等に関する安全総点検の実施について

標記について、別添のとおり令和 4 年度年末年始の輸送等に関する安全総点検実施要綱及び実施計画を定めました。

つきましては、貴協会におかれましても、本安全総点検の趣旨を踏まえ、傘下会員等に対し周知徹底を図り、総点検の実施による自動車輸送の安全の確保に万全を期すようお願いいたします。